

あなたの家にも火災警報器！

最近の住宅火災による死者数急増を踏まえ消防法が改正され、皆さんの家にも火災警報器の設置が義務付けられました。

※新築の住宅は…

平成18年 6月 1日から

※既存の住宅は…

平成21年 5月31日まで



住宅火災による死者数の
約7割が
逃げ遅れ！！

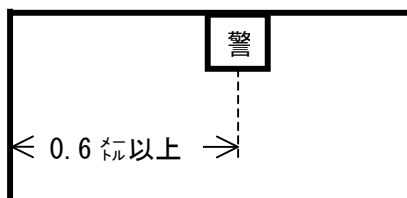
遠別町の設置位置は次のとおりです！

※寝室には必ず設置して下さい。

- ① 1階の寝室には寝室の天井又は壁部分
- ② 2階の寝室には寝室の天井又は壁部分と2階階段の上部

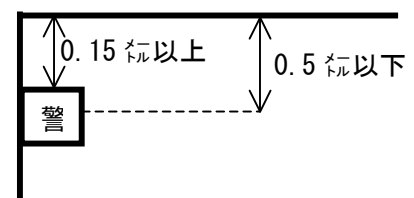
◎天井に設置する位置

壁、はりから0.6m以上離れた位置



◎壁に設置する位置

天井から0.15m以上0.5m以下の壁



※居間、台所その他の部屋には設置の義務はありません。

不明な点は、遠別消防署 予防係へお問い合わせ願います。

TEL 7-2119